

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ 償還時元本確保型ファンド

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 14 期

(自:2017年11月 1 日)
(至:2018年10月31日)

管 理 会 社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、マン・AHL・エンハンスド・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第14期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

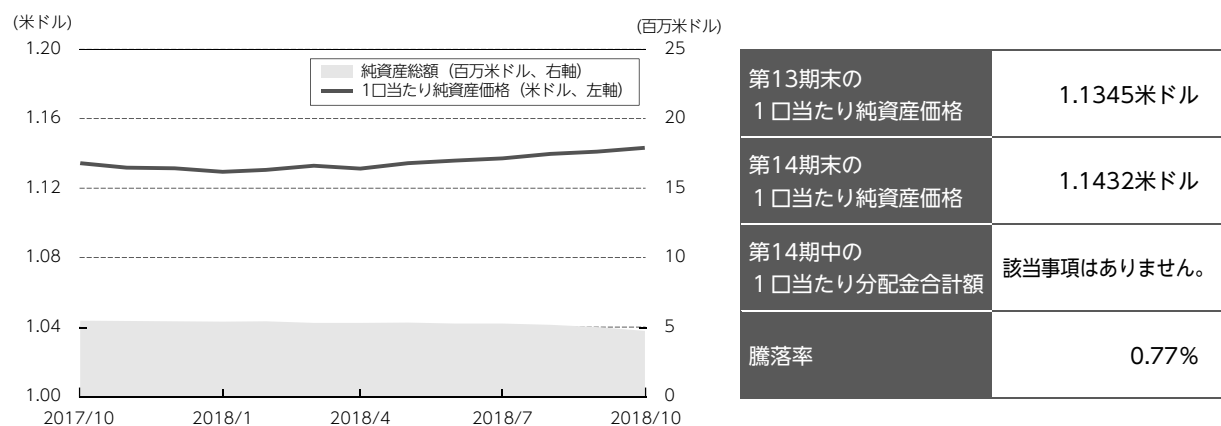
ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン籍米ドル建て投資信託
信託期間	ファンドは、2019年9月30日に終了します。ただし、有価証券報告書に定めるいずれかの方法により終了する場合を除きます。
運用方針	ファンドは、ボラティリティを抑えつつ、中期的にみて実質的な増益の可能性を投資家にもたらすことを目標として運用を行います。
主要投資対象	マン・AHL・エンハンスド・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）リミテッド（Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected（ZC）Limited）が割引発行するゼロ・クーポン債
ファンドの運用方法	投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社の承認に従い、ファンドは、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての残存する投資元本を保証証券および／または現金で保有しています。
主な投資制限	ファンドの投資ポートフォリオの管理は、下記の投資制限に従い管理会社によって行われます。 （i）「有価証券」に対する投資の下限 ファンドは、全資産の50%以上を、日本国金融商品取引法に定義される有価証券（公社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託受益証券または投資証券等）または有価証券に関連するデリバティブ商品に投資します。パフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は、ここにいう「有価証券」に該当します。 （ii）空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額が、ファンドの純資産総額を超えてはなりません。 （iii）借入れの制限 ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはなりません。ただし、合併等により、一時的にこの10%の制限を超える場合はこの限りではありません。 （iv）流動性に欠ける資産への投資の制限 ファンドの純資産総額の15%を超えて、容易に換金できない流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式または不動産等）に投資することはできません。ただし、本制限の目的上、パフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は「流動性に欠ける資産」には含まれません。 （注）百分率の計算は、買付時点基準および時価基準のいずれでもよいこととします。 （v）集中投資の制限 管理会社が運用を行う証券投資信託または投資法人の全体において、一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて当該会社の株式に投資してはなりません。 （注）百分率の計算は、買付時点基準および時価基準のいずれでもよいこととします。 （vi）不適切取引の禁止 管理会社は、ファンドのために、自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはなりません。
分配方針	ファンドは、存続期間中、収益の分配を行うことを予定しておりません。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドは分配を行うことを予定していません。

(注2) 1口当たり純資産価格および純資産総額は、評価および買戻目的のため調整されたものです。そのため、各会計年度末の1口当たり純資産価格および純資産総額は、財務書類中の数値と一致しないことがあります。以下同じです。

(注3) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

ファンドの投資元本は、保証証書および現金のみで保有されています。当期における1口当たり純資産価格の変動は、主にファンドにより保有されている保証証書の時価再評価によるものです。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

後記「ポートフォリオについて」をご参照下さい。

■ ポートフォリオについて

投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社の承認に従い、ファンドは、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての残存する投資元本を保証証書および／または現金で保有しています。

■ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

今後も投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社の承認に従い、ファンドは、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての残存する投資元本を保証証書および／または現金で保有します。

（２）費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬	純資産総額の年率 0.11%	管理業務の対価
登録事務代行報酬	純資産総額の年率 0.06%	登録事務代行業務の対価
受託報酬および保管報酬	純資産総額の年率 0.0075% (最低15,000米ドル)	受託業務およびファンド資産の保管業務の対価
代行協会員報酬	毎評価日の受益証券の1口当たり 純資産価格に当該評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%	運用報告書の販売会社への配布、1口当たり純資産価格の公表、日本の法令・規則で要求される書類の提出・配布等の業務の対価
その他の費用（当期）	2.8%	保証報酬、取締役報酬、評価事務報酬、専門家報酬（弁護士費用・監査費用）および一般管理費用等

（注）各報酬については、有価証券報告書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。また当期において、清算費用として留保している金額があります。

Ⅱ．設定来の運用実績

(１) 純資産の推移

下記各会計年度末および第14会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		受益証券の一口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第5会計年度末 (2009年10月末日)	143,546	15,915	0.9495	105
第6会計年度末 (2010年10月末日)	122,646	13,598	1.0646	118
第7会計年度末 (2011年10月末日)	98,885	10,963	1.1009	122
第8会計年度末 (2012年10月末日)	75,145	8,331	1.1354	126
第9会計年度末 (2013年10月末日)	32,771	3,633	1.1045	122
第10会計年度末 (2014年10月末日)	12,316	1,365	1.1065	123
第11会計年度末 (2015年10月末日)	9,424	1,045	1.1166	124
第12会計年度末 (2016年10月末日)	6,105	677	1.1347	126
第13会計年度末 (2017年10月末日)	5,468	606	1.1345	126
第14会計年度末 (2018年10月末日)	4,744	526	1.1432	127
2017年11月末日	5,456	605	1.1319	125
12月末日	5,419	601	1.1314	125
2018年1月末日	5,410	600	1.1294	125
2月末日	5,415	600	1.1305	125
3月末日	5,314	589	1.1330	126
4月末日	5,306	588	1.1312	125
5月末日	5,321	590	1.1345	126
6月末日	5,259	583	1.1358	126
7月末日	5,265	584	1.1372	126
8月末日	5,163	572	1.1398	126
9月末日	5,021	557	1.1411	127
10月末日	4,744	526	1.1432	127

(注1) 上記に記載された第9会計年度末以降の各会計年度末ならびに各月末の数値は、評価および買戻目的のため調整されたものです。そのため、各会計年度末の純資産総額および受益証券の一口当たり純資産価格は、財務書類中の数値と一致しないことがあります。

(注2) 米ドルの円換算額は、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.87円）によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第5会計年度	0 (0)	17,920,000 (17,920,000)	151,180,000 (151,180,000)
第6会計年度	0 (0)	35,980,000 (35,980,000)	115,200,000 (115,200,000)
第7会計年度	0 (0)	25,380,000 (25,380,000)	89,820,000 (89,820,000)
第8会計年度	0 (0)	23,640,000 (23,640,000)	66,180,000 (66,180,000)
第9会計年度	0 (0)	36,510,000 (36,510,000)	29,670,000 (29,670,000)
第10会計年度	0 (0)	18,540,000 (18,540,000)	11,130,000 (11,130,000)
第11会計年度	0 (0)	2,690,000 (2,690,000)	8,440,000 (8,440,000)
第12会計年度	0 (0)	3,060,000 (3,060,000)	5,380,000 (5,380,000)
第13会計年度	0 (0)	560,000 (560,000)	4,820,000 (4,820,000)
第14会計年度	0 (0)	670,000 (670,000)	4,150,000 (4,150,000)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、英国における諸法令および英国において一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

- b. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には2019年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.87円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(翻訳)
独立監査人の監査報告書

受託会社御中

マン・AHL・エンハンスド・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（清算ベース）

財務書類の監査に関する報告書

意見

我々は、マン・AHL・エンハンスド・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年10月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の包括利益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記からなる本財務書類について監査を実施した。本財務書類は、注記1に開示されているとおり清算ベースで作成されている。

我々の意見では、本財務書類は、国際財務報告基準に準拠して、2018年10月31日現在のファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度における財務成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において適正に表示している。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規定（以下「IESBA規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にあり、我々はIESBA規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

ファンドの2018年の年次報告書に含まれるその他の情報

その他の情報は、財務書類および監査報告書を除く年次報告書に含まれる情報で構成される。経営陣は、その他の情報に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を読み、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重大な虚偽記載があると思われるか否かについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告することを求められている。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

本財務書類に対する経営陣および受託会社の責任

経営陣は、国際財務報告基準に準拠して本財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務諸類の作成を可能にするために必要と経営陣が判断する内部統制に対して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

受託会社は、ファンドの財務報告の過程を監督する責任を負う。

本財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽記載がないか否かについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は、高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して実施される監査が、重大な虚偽記載を常に発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。我々はまた、

- 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類における重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重大な虚偽記載を発見しないリスクは、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重大な虚偽記載に比べて、より高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性について結論を下す。当該基準の採用が不適切であり、経営陣が別の会計基準を採用する場合、我々は、経営陣が別の会計基準を採用した適切性について結論を下す。我々はまた、別の会計基準およびその採用の理由について記載している開示の十分性を評価する。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は受託会社に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査発見事項に関して報告する。

〔署名〕

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2019年4月16日



Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Camana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Tel: +1 345 949 8444
Fax: +1 345 949 8529
ey.com

Independent Auditors' Report

The Trustee
Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund (Liquidation basis)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Man AHL Enhanced Strategies Principal Protected Fund (the "Trust") which comprise the statement of financial position as at 31 October 2018, and the statement of comprehensive income, statement of changes in net assets and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies. These financial statements have been prepared on a liquidation basis as disclosed in Note 1.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at 31 October 2018 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information included in the Fund's 2018 Annual Report

Other information consists of the information included in the Annual Report, other than the financial statements and our auditors' report. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.



As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting. When such use is inappropriate and management uses an alternative basis of accounting, we conclude on the appropriateness of management's use of the alternative basis of accounting. We also evaluate the adequacy of the disclosures describing the alternative basis of accounting and reasons for its use. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

16 April 2019

(1) 貸借対照表

マン・AHL・エンハンス・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（清算ベース）

財政状態計算書

2018年10月31日現在

注記	2018年		2017年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産：				
銀行預金	3	704	78	120
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	4	4,761,892	527,951	5,478,865
流動資産合計		4,762,596	528,029	5,478,985
流動負債：				
未払清算費用	1	(100,000)	(11,087)	—
未払金および未払費用	7, 8	(18,295)	(2,028)	(10,605)
流動負債合計（受益者に帰属する 純資産を除く）		(118,295)	(13,115)	(10,605)
受益者に帰属する純資産		4,644,301	514,914	5,468,380
内訳：				
受益者に対する負債				
一口当たり純資産価格1.1191米ドル (2017年：1.1345米ドル) の 受益証券4,150,000口 (2017年：4,820,000口)				
	9	4,644,301	514,914	5,468,380
		4,644,301	514,914	5,468,380

2019年4月16日に、受託会社を代表して承認され、発行を認可された。

〔 署 名 〕

マリア・レイエス

署名権者

〔 署 名 〕

エドウィン・マシヤンガンビ

署名権者

マン・AHL・エンハンス・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンドの受託会社としての
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのために。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益計算書

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（清算ベース）

包括利益計算書

2018年10月31日終了年度

注記	2018年		2017年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
受取利息	22	2	—	—
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産純利益	6	92,807	50,204	5,566
収益合計		92,829	50,204	5,566
費用				
清算費用	1	(100,000)	—	—
受託報酬	7, 8	(26,403)	(26,864)	(2,978)
代行協会員報酬	7	(26,295)	(28,353)	(3,143)
登録事務代行報酬	7	(1,761)	(1,899)	(211)
銀行手数料		(203)	(236)	(26)
費用合計		(154,662)	(57,352)	(6,359)
受益者に帰属する当期純損失		(61,833)	(7,148)	(792)

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

マン・AHL・エンハnst・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（清算ベース）
純資産変動計算書
2018年10月31日終了年度

注記	2018年		2017年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
受益者に帰属する期首純資産	5,468,380	606,279	6,107,843	677,177
受益証券670,000口 (2017年：560,000口)の買戻し	9	(762,246)	(84,510)	(632,315)
	4,706,134	521,769	5,475,528	607,072
受益者に帰属する当期純損失	(61,833)	(6,855)	(7,148)	(792)
受益者に帰属する期末純資産	4,644,301	514,914	5,468,380	606,279

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（清算ベース）
 キャッシュ・フロー計算書
 2018年10月31日終了年度

	2018年		2017年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
受益者に帰属する当期純損失	(61,833)	(6,855)	(7,148)	(792)
受益者に帰属する当期純損失を 営業活動による純現金額に調整：				
営業資産および負債の純変動：				
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	716,973	79,491	631,238	69,985
未払清算費用	100,000	11,087	—	—
未払金および未払費用	7,690	853	(3,133)	(347)
営業活動による純現金額	762,830	84,575	620,957	68,846
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
受益証券の買戻し支払金	(762,246)	(84,510)	(632,315)	(70,105)
財務活動に使用された純現金額	(762,246)	(84,510)	(632,315)	(70,105)
現金および現金同等物の純変動	584	65	(11,358)	(1,259)
現金および現金同等物の期首残高	120	13	11,478	1,273
現金および現金同等物の期末残高	704	78	120	13
現金および現金同等物に含まれる項目：				
銀行預金	704	78	120	13
	<u>704</u>	<u>78</u>	<u>120</u>	<u>13</u>

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（清算ベース）

財務書類に対する注記

2018年10月31日終了年度

1. 概要

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ償還時元本確保型ファンド（以下「ファンド」という。）は、2005年6月10日にケイマン諸島の法律に準拠して設定されたユニット・トラストであり、2005年6月20日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）に準拠して登録された。ファンドは、日本の金融当局に届け出されている。ファンドは、2005年9月12日に運用を開始した。

ファンドの投資目的は、市場の上昇・下落の如何を問わず一貫した運用成績の達成を可能とする各種投資戦略で構成され分散された柔軟なポートフォリオを運用することにより、ボラティリティを抑えつつ、中期的にみて実質的な増益の可能性を投資家にもたらすことである。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）リミテッド（以下「ゼロ・クーポン債発行会社」という）は、米国財務省証券ストリップス債を保有する目的で、ケイマン諸島の法律に準拠して、2005年5月23日に設立された。ファンドは、ゼロ・クーポン債発行会社により発行されたゼロ・クーポン債に投資する。ゼロ・クーポン債は米国財務省証券ストリップス債のパフォーマンスに連動する。

マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング・リミテッド（以下「トレーディング・カンパニー」という。）は、投資活動ならびにそれに関連する資産、負債、収益および費用をゼロ・クーポン債発行会社のものと区別するために、2005年5月23日にケイマン諸島の法律に準拠して設立された。ファンドは、トレーディング・カンパニーによって発行されたパフォーマンス・ローン債に投資する。

ファンドは、マン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）リミテッドおよびマン・AHL・エンハンスト・ストラテジーズ・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディングリミテッドに投資している。

投資エクスポージャー

2012年以降、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンドは、ファンドのヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資エクスポージャーを解消した。当該日以降にトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社を通じてファンドに現存するすべての資本は、投資者の元本を保護する目的で、米国財務省証券ストリップス債および現金で保有されている。

清算

前年度において、財務書類は継続企業を前提として作成された。

ファンドは、2019年9月30日（以下「満期日」という。）に満期日を迎える予定であり、当該日に償還する。その結果、ファンドは2018年10月31日付で会計の基準を継続企業の前提から清算ベース会計へ変更した。

すべての資産および負債は、2018年10月31日現在の実現可能価額および純決済額に実質的に一致する金額で計上される。100,000米ドル（2017年：ゼロ）の清算コストが発生し、2018年10月31日現在

未払いである。

2. 重要な会計方針の概要

a) 作成の基礎

本財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。本財務書類は、清算ベースに基づき作成されている。清算ベースに基づき、資産は実現可能価額で保有され、負債は決済額で保有された。さらに、予測される清算費用が見越し計上されている。

b) 会計方針および開示の変更

本財務書類の作成に採用された会計方針は、清算ベース会計の採用を除き2017年10月31日終了年度のファンドの財務書類と同一である。

c) 会計上の判断および見積りの使用

IFRSに準拠した財務諸表の作成において、経営陣は本財務書類に報告されている金額および開示事項ならびに付随する注記および一定の評価の前提に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行わなければならない。しかし、当該仮定および見積りについての不確実性により、将来の資産または負債の簿価に対して、重大な調整が必要とされる結果になる可能性がある。ファンドの会計方針の適用に際し、ファンドは、注記2（1）に記載されているとおり、受益証券を金融負債に分類する判断を下した。ファンドはまた、注記4に記載されているとおり、金融商品の公正価値測定における見積りおよび仮定を使用した。

d) 投資事業体としての評価

IFRS第10号「連結財務諸表」の投資事業体の要件を満たす事業体は、その子会社を連結するのではなく損益を通じて公正価値で測定することを要求される。投資事業体を定義する基準は、以下のとおりである。

（a）投資サービスを提供する目的で、単独または複数の投資者から資金を調達する事業体。

（b）事業体の事業目的が、資金をキャピタル・ゲイン、インカム・ゲインまたはその両方からのリターンのためだけに投資することである旨を投資者に対して確約している事業体。

（c）実質的にすべての投資のパフォーマンスを、公正価値に基づいて測定および評価する事業体。

ファンドの英文目論見書には、注記1に詳述されているとおり、中期的な成長を達成するため様々な投資有価証券へ投資することを含む投資管理サービスを投資者に対し提供する目的について詳述されている。

ファンドは、投資者に対しては月次の投資者情報により、また経営陣に対しては内部の運用報告書により公正価値基準で報告する。すべての投資有価証券は、IFRSで許容される範囲内で、ファンドの年次報告書において公正価値で報告される。

したがってファンドは、投資サービスを提供しているため、投資事業体の定義を満たす。これらの基準または特徴に変更がある場合は、当該決定は毎年再評価される。

e) 投資取引

投資取引は、取引日ベースで認識および認識中止され、公正価値で計上されている。金融商品の買戻しから生じた損益および当初の取得原価と公正価値との変動を反映する損益は、包括利益計算書に含まれる。

活発な市場で取引されている金融商品の公正価値は、期末に公表された市場価格に基づいている。活発な市場で取引されていないその他のすべての金融商品については、当該状況において適切であると判断される評価手法を用いて公正価値が決定されている。

f) 金融資産および金融負債の評価

清算ベース会計の採用以降、投資有価証券は正味実現可能価額で評価された。正味実現可能価額は、清算ベース会計の採用日現在の公正価値に近似する。前会計年度中清算ベース会計が採用されるまでにおいて、投資有価証券は公正価値で評価された。

経営陣が当初認識時に損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融資産または金融負債：売買目的以外の債務証券が含まれる。当該金融資産は、当初認識時に、運用される金融資産の一部であり、かつファンドのリスク管理および投資戦略に基づいて、そのパフォーマンスが公正価値で評価されるものに指定される。当該金融資産に関する財務情報は、当該基準に基づきFRMインベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「トレーディング・カンパニーの投資運用会社」という。）に対して内部で提供される。

ファンドは、金融資産または金融負債を当該商品の契約当事者になった時にのみ認識する。投資有価証券の一般的な売買は、取引日すなわちファンドが資産の売買を契約した日付けで認識される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価値で認識される。当該商品に係るすべての取引費用は、直接的に包括利益計算書において認識される。

ファンドは、当初の測定後、損益を通じて公正価値で測定するものに分類された金融商品を公正価値で測定する。

ゼロ・クーポン債の評価額には、銀行または保管会社によって、適宜保有した担保の評価額が含まれる（以下「資本証券」という。）（注記4を参照のこと）。

パフォーマンス・ローン債の評価額には、トレーディング・カンパニーのすべての売買目的および投資目的の資産および負債の評価額が含まれ、係る評価額は、データ・コンパイルーション事務代行会社によって決定される（注記4を参照のこと）。計算は、先物市場で値付け、上場、取引または売買された投資有価証券の評価額に基づいて、決済価格を参照して行われる。その他の証券取引所で値付け、上場、取引または売買された投資有価証券の評価は、係る投資有価証券の主要な証券取引所における直近の相場を参照して行われる。

投資有価証券は、当該投資有価証券からのキャッシュフローを受領する権利が消滅した時点またはファンドがその所有に関するすべてのリスクとリターンを実質的に譲渡した時点で認識が中止される。

g) 現金および現金同等物

財政状態計算書における現金および現金同等物は、銀行預金、要求払い預金、金融機関に対する短期預金、および所定の価格で容易に現金化が可能で、評価額の変動リスクが低く、当初満期が3か月以下であり、適用ある場合には当座借越の残高と相殺される流動性の高い短期投資有価証券から構成

されることがある。短期の現金支払債務の履行を目的として保有されない短期投資有価証券および制限付証拠金勘定は、現金および現金同等物とみなされない。

h) 実現および未実現損益

有価証券に係るすべての実現および未実現損益は、包括利益計算書の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益として認識される。未実現損益は、当期における金融商品の公正価値の変動、および財務年度に実現した金融商品の過年度の未実現損益の戻入からの変動で構成される。ゼロ・クーポン債発行会社レベルにおいて、実現損益は、金融商品の当初の簿価と売却金額との差額を表す。売却された有価証券の取得原価は、先入先出法により計上される。

i) 機能通貨および表示通貨

ファンドは、調達資金の通貨である米ドルによる収益を得ることを目指している。ファンドの流動性は、ファンドの受益証券の発行および買戻しに対応するために、日々、米ドルで管理されている。ファンドのパフォーマンスも同様に米ドルで評価されている。したがって、米ドルは、投資先取引、事象および条件の経済上の影響を最も忠実に表しており、ファンドの機能通貨および表示通貨は、米ドルであると考えられている。

j) 外貨

当期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算されている。外貨建の資産および負債は、財政状態計算書日現在の実勢為替レートで換算されている。外貨建投資取引および期末に保有している外貨建投資有価証券に関して発生する損益は、包括利益計算書において、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益に含まれる。その他のすべての外貨建損益は、包括利益計算書において、外貨に係る純利益／（損失）に含まれる。

k) 費用

すべての費用は、包括利益計算書において発生主義に基づいて認識されている。

l) 受益証券

受益証券は、以下の場合において、金融負債または資本性金融商品として分類される。

- ・ ファンドが清算される場合、ファンドの純資産に対する持分に比例した権利を保有者に付与する。
- ・ 他のすべてのクラスの金融商品に対して劣後する金融商品クラスに属している。
- ・ 他のすべてのクラスの金融商品に対して劣後する金融商品クラスに属するすべての受益証券が、同じ特性を有する。
- ・ ファンドの純資産の比例持分に対する保有者の権利以外に、現金またはその他の金融資産を引き渡すようないかなる契約上の義務も含まない。
- ・ 受益証券に帰属する、存続期間中の予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に、当該金融商品の存続期間にわたる損益、ファンドの認識された純資産の変動、または認識された純資産および未認識純資産の公正価格の変動に基づく。

上記の特性すべてを有する受益証券に加え、ファンドは、以下の特性を有する他の金融商品または契約を有してはならない。

- ・ キャッシュ・フローの総額が、実質的にファンドの損益、認識された純資産の変動、または認識された純資産および非認識純資産の公正価格の変動に基づく。
- ・ 受益者に残存持分を返還することを、実質的に制限または固定することができる。

ファンドは、継続的に、受益証券の分類について評価を行っている。受益証券が資本に分類されるすべての特性および条件を充足しなくなった場合、ファンドは、当該受益証券を金融負債に再分類し、再分類日付の公正価格で測定する。過去の帳簿価格からの差異は、資本において認識されるものとする。その後、受益証券が資本に分類されるすべての特性および条件を充足した場合には、ファンドは、当該受益証券を資本性金融商品に再分類し、再分類日付の負債の帳簿価格で測定する。

注記9で説明されているように、ファンドの受益証券は、金融負債に分類されている。

3. 銀行預金

期末現在、銀行預金として開示された金額は、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・インターナショナル・リミテッドにおいて保有されていた。2018年10月31日および2017年10月31日現在、ブローカーが保有している担保残高はない。

4. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

下表は、10月31日現在の損益を通じて公正価値で測定する金融資産を要約したものである。

	2018年 公正価値 (米ドル)	2017年 公正価値 (米ドル)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当初認識時に指定されたもの		
トレーディング・カンパニーによって発行された パフォーマンス・ローン債	16,982	10,055
ゼロ・クーポン債発行会社によって発行された ゼロ・クーポン債	4,744,910	5,468,810
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,761,892	5,478,865

4,631,265米ドル（2017年：5,468,810米ドル）のゼロ・クーポン債発行会社の保有する損益を通じて公正価値で測定する金融資産が、ゼロ・クーポン債発行会社によって発行されたゼロ・クーポン債の担保として差し入れられている。

ファンド・レベルの投資有価証券

ファンドは、投資者に当初元本のリターンおよびプロフィット・ロックイン構造による保証額を確実に提供することを目的としている。この目的を達成するために、ファンドは、米国財務省証券ストリップス債に基づくゼロ・クーポン債（以下「当該証券」という。）をゼロ・クーポン債発行会社か

ら購入した。受益証券発行手取額から、ゼロ・クーポン債の買付けに充当された後の残余資金は、トレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債の購入に充てられた。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の投資有価証券

ゼロ・クーポン債

各ゼロ・クーポン債は、当該商品を保有するゼロ・クーポン債発行会社の割合的持分権を表章している。各ゼロ・クーポン債には、BNPパリバからの保証が付されており、ファンドを代理する受託会社に対しゼロ・クーポン債発行会社により割引発行される。保証契約は、その契約条件に基づき、当該銀行が発行済みで満期日に買い戻される各ゼロ・クーポン債に関して、当該ゼロ・クーポン債の額面金額の100%（1米ドル）と追加額に等しい金額を満期日に受託会社に対し支払う義務についてのゼロ・クーポン債発行会社による履行を保証する。

2018年10月31日現在、保有している当該証券の取得原価は、2,347,641米ドル（2017年：2,793,534米ドル）であり、2019年8月15日に額面総額4,728,000米ドル（2017年：5,626,000米ドル）で満期を迎える。2018年10月31日現在、当該証券の公正価値は、4,631,265米ドル（2017年：5,468,810米ドル）であり、発行会社の現在の格付および現行利率が反映されている。

パフォーマンス・ローン債

受益証券の発行手取額から、ゼロ・クーポン債の買付けに充当された後の残余資金は、パフォーマンス・ローン債の購入に充てられた。各パフォーマンス・ローン債は、パフォーマンス・ローン債勘定の比例割合に応じて計上されており、その公正価値は、トレーディング・カンパニーの純資産価額にあたる。パフォーマンス・ローン債は、各暦月の第1営業日または取締役が随時決定するその他の営業日（以下「取引日」という。）において償還可能であり、これにより、ファンドは、受益証券を買い戻す受託会社の義務を履行することができる。

金融資産の公正価値

ファンドは、IFRS第13号「公正価値測定」に基づいて、公正価値を測定するために使用されるインプットの重要性を反映させた公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類している。

ファンドは、公正価値の測定に関する枠組みを確立した。本枠組みは、レベル3の公正価値を含むすべての重要な公正価値測定の定期的な見直しを含む。

投資運用会社は、重要な観察不能なインプットおよび評価調整（もしあれば）を定期的に見直す。第三者の情報が公正価値の測定に使用される場合、投資運用会社は、当該評価が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルを含め、当該評価がIFRSの要求を満たすという結論を支持するために第三者から得た証拠を評価する。

公正価値ヒエラルキーは、以下のレベルに分かれている。

- ・ レベル1－同一商品の活発な市場における公表された市場価格。
- ・ レベル2－観察可能なインプットに基づく評価手法。当該区分には、類似商品の活発な市場における公表された市場価格、類似商品の活発とはみなされない市場における公表された価格、もしくはすべての重要なインプットが市場データから直接または間接的に観察可能なその他の評価手法を用いて評価された商品が該当する。

- ・ レベル3－重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。当該区分には、評価手法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、観察不能なインプットによって当該商品の評価が著しい影響を受ける可能性のあるすべての商品が該当する。当該区分には、商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または前提を要求される、類似商品の公表価格に基づいて評価された商品が該当する。

ファンドによるパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債への投資は、その投資対象が観察不能なインプットであるトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額に基づくため、レベル3に分類されている。

清算ベース会計の採用以降、投資有価証券は正味実現可能価額で評価された。正味実現可能価額は、清算ベース会計の採用日現在の公正価値に近似していた。すべての負債は、その決済額で計上された。

下表は、2018年10月31日現在にファンドが公正価値で保有している金融商品を公正価値ヒエラルキーに分類したものである。

	レベル3 (米ドル)	公正価値合計 (米ドル)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当初認識時に指定されたもの		
トレーディング・カンパニーによって 発行されたパフォーマンス・ローン債	16,982	16,982
ゼロ・クーポン債発行会社によって 発行されたゼロ・クーポン債	4,744,910	4,744,910
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,761,892	4,761,892

下表は、2017年10月31日現在にファンドが公正価値で保有している金融商品を公正価値ヒエラルキーに分類したものである。

	レベル3 (米ドル)	公正価値合計 (米ドル)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当初認識時に指定されたもの		
トレーディング・カンパニーによって 発行されたパフォーマンス・ローン債	10,055	10,055
ゼロ・クーポン債発行会社によって 発行されたゼロ・クーポン債	5,468,810	5,468,810
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,478,865	5,478,865

2018年10月31日および2017年10月31日現在、ファンドは、レベル1およびレベル2金融商品を保有していない。

投資有価証券は、毎財務年度末に、上述の公正価値ヒエラルキーに従って正しくレベル1、レベル2およびレベル3に分類されていることを確保するために精査される。当期に投資有価証券の性質に

変更があり、当該投資有価証券が現状レベルの条件を満たさない場合には、該当財務報告年度末により適正なレベルへ移動される。

2018年10月31日および2017年10月31日に終了した年度に、レベル間の移動はなかった。

2018年10月31日および2017年10月31日に終了した年度におけるレベル3資産の変動調整は、以下のとおりである。

	2018年 (米ドル)	2017年 (米ドル)
パフォーマンス・ローン債		
期首残高	10,055	14,729
トレーディング・カンパニーの純資産の変動	(47,215)	(48,770)
包括利益計算書における利益の合計	54,142	44,096
期末残高	16,982	10,055

	2018年 (米ドル)	2017年 (米ドル)
ゼロ・クーポン債		
期首残高	5,468,810	6,095,374
ゼロ・クーポン債発行会社の純資産の変動	(762,565)	(632,672)
包括利益計算書における利益の合計	38,665	6,108
期末残高	4,744,910	5,468,810

下表は、レベル3に分類された投資有価証券の評価に用いられた観察不能インプットを一覧にしたものである。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社によって発行されたパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は、それぞれトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社が保有する投資有価証券、ならびにトレーディング・カンパニーにおいて発生する市場において観察不能な未払報酬費用を含むことがある純資産価額に基づいて評価される。

2018年10月31日

現在の公正価値

資産銘柄	(米ドル)	評価手法	観察不能なインプット
パフォーマンス・ローン債	16,982	トレーディング・カンパニーの純資産価額	トレーディング・カンパニーの純資産価額
ゼロ・クーポン債	4,744,910	ゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額	ゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額

2017年10月31日

現在の公正価値

資産銘柄	(米ドル)	評価手法	観察不能なインプット
パフォーマンス・ローン債	10,055	トレーディング・カンパニーの純資産価額	トレーディング・カンパニーの純資産価額
ゼロ・クーポン債	5,468,810	ゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額	ゼロ・クーポン債発行会社の純資産価額

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の公正評価における観察不能インプットは一つであるため、変動範囲は開示されない。

5. 財務リスク管理

ファンドの投資活動は、投資している金融商品および市場に関連する様々なリスクに晒されている。ファンドが晒されている財務リスクの中で最も重要なものは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクには、価格リスク、金利リスクおよび通貨リスクが含まれる。ファンドは、これらのリスクを全体的リスク管理方針の一環として、投資活動に関連するリスクとともに一括して管理する。

財政状態計算書日現在の未決済の金融商品の性質および範囲ならびに採用されたリスク管理方針は、以下のとおりである。

全体的リスク管理

ファンドは、AHLプログラムおよびFRMポートフォリオへ投資するトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に投資することによりリスク調整済キャピタル・ゲインの獲得に努める。2012年から、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンドは投資先のヘッジ・ポートフォリオの投資エクスポージャーを解消している。投資者の資本の保護のために、同日からすべての残りの資本はゼロ・クーポン債発行会社を通じて米国財務省証券ストリップス債および現金で保有されている。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役は、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のレベルのリスクと投資先の投資レベルのリスクの2つの主要レベルにリスクを分けている。それに従い、投資エクスポージャーの解消により投資先の投資レベ

ルは適用されない。投資運用会社は、トレーディング・カンパニーおよび投資先の投資に関するリスク管理の手続きを実行している。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社レベル

トレーディング・カンパニー・レベルのリスク管理は、投資前および継続するリスク管理に分割することができる。投資前リスク管理においては、資産配分およびポートフォリオ構築が決定される。その後、リスク管理においては、リスク・リターン分析の実施、関連のあるトレーディング・カンパニーの特定のポートフォリオ制限および投資ガイドラインのモニタリング、トレーディング・カンパニー・レベルにおける通貨、金利、信用リスクおよび流動性リスクの管理などが行われ、資産配分およびポートフォリオ構築のための関連する調整が行われる。

リスク検討またはポートフォリオを投資戦略および投資アプローチに沿った形に戻す必要性が生じると、ポートフォリオのリバランスが行われることになる。リバランスは通常、投資運用会社のポートフォリオ管理チームが毎月見直しする。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替レートおよび投資先の投資有価証券の価格などの市場の変数の変動により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのことである。

ファンドは、2012年に投資先のヘッジファンドのポートフォリオに対する投資エクスポージャーを解消したため、2018年10月31日現在のリスクの測定に変動率を用いることは意味を持たないとみなされ、従って、2018年10月31日および2017年10月31日に終了した年度における年間変動率は算出されていない。ファンドは、米国財務省証券ストリップス債にかかる将来の金利エクスポージャーを除いて、重要な市場リスクに晒されていない。

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

ファンドは、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社を通じて、銀行預金に関する金利リスクに晒されている。当該エクスポージャーは、これらの保有が一般的に短期的であるという性質により必ずしも重大でないことがある。しかし、ゼロ・クーポン債発行会社を通じてファンドにより保有されるすべての金融商品の評価額が米国財務省証券ストリップス債の金利変動により好影響または悪影響を受ける可能性があるという点で、より重大なエクスポージャーが存在する。

下表は、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーを契約上の満期または価格再計算時期のいずれか早い方で示すものである。

2018年10月31日現在

	1 か月未満 (米ドル)	1 か月以上 1 年未満 (米ドル)	1 年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合 計 (米ドル)
流動資産：					
銀行預金	704	—	—	—	704
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	38,087	4,631,265	—	92,540	4,761,892
流動資産合計	38,791	4,631,265	—	92,540	4,762,596
流動負債：					
未払清算費用	—	—	—	(100,000)	(100,000)
未払金および未払費用	—	—	—	(18,295)	(18,295)
流動負債合計（受益者に 帰属する純資産を除く）	—	—	—	(118,295)	(118,295)
金利ギャップ	38,791	4,631,265	—	(25,755)	4,644,301

2017年10月31日現在

	1 か月未満 (米ドル)	1 か月以上 1 年未満 (米ドル)	1 年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合 計 (米ドル)
流動資産：					
銀行預金	120	—	—	—	120
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	10,055	—	5,468,810	—	5,478,865
流動資産合計	10,175	—	5,468,810	—	5,478,985
流動負債：					
未払金および未払費用	—	—	—	(10,605)	(10,605)
流動負債合計（受益者に 帰属する純資産を除く）	—	—	—	(10,605)	(10,605)
金利ギャップ	10,175	—	5,468,810	(10,605)	5,468,380

金利リスクに晒されていない負債は、未払清算費用、未払金および未払費用である。これらの金額は、通常は四半期中に、いかなる場合でも1年以内に契約上の決済が要求される。

下表は、すべての他の変数を一定として、金利が50ベーシスポイント（以下「bp」という。）上昇または下落した場合の純資産への影響の詳細であり、基準金利の50bpの上昇または下落により純資産

価額が連動して50bp上昇または下落すると想定している。実際には、純資産価額の変動は個々の資産クラスおよび／または金利の感応度に対する市場の景況感に左右されるため、50bpの上昇または下落により、純資産の公正価値が直接連動して増加または減少することはない。

2018年10月31日現在

	1 か月未満 (米ドル)	1 か月以上 1 年未満 (米ドル)	1 年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合 計 (米ドル)
50ベース・ポイント増加 の場合の純資産	38,895	4,654,421	—	(25,755)	4,667,651
50ベース・ポイント減少 の場合の純資産	38,597	4,608,109	—	(25,755)	4,620,951

2017年10月31日現在

	1 か月未満 (米ドル)	1 か月以上 1 年未満 (米ドル)	1 年超 (米ドル)	金利リスクを 伴わないもの (米ドル)	合 計 (米ドル)
50ベース・ポイント増加 の場合の純資産	10,226	—	5,496,154	(10,605)	5,495,775
50ベース・ポイント減少 の場合の純資産	10,124	—	5,441,466	(10,605)	5,440,985

通貨リスク

通貨リスクとは、為替レートの変動が原因で、金融商品の公正価値あるいは将来キャッシュ・フローが変動するリスクを指す。

2018年10月31日および2017年10月31日現在、ファンドの主な資産および負債は米ドルであり、外貨リスクに対するエクスポージャーは低いため、感応度分析は表示していない。ファンドの投資戦略の一環として、ファンドは定期的に外貨建投資有価証券を保有することがある。

価格リスク

価格リスクとは、金融商品の価値に直接あるいは間接的に影響を及ぼす市況の変動が原因で、金融商品の価格が変動するリスクを指す。

ファンドは、現存するすべての資本が現金および米国財務省証券ストリップス債に基づくゼロ・クーポン債への投資であるため、価格リスクに晒されていない。

信用リスク

信用リスクとは、発行体または取引相手方当事者が、ファンドと締結した契約を履行することができなくなるリスクである。

各クラスのデリバティブ商品を含む認識済み金融資産に関して、取引相手方当事者が義務を履行しなかった場合における2018年10月31日現在の信用リスクに対するファンドの最大エクスポージャー（保有している担保またはその他の証券の価値を考慮しない。）は、財政状態計算書における当該資産の簿価である。信用リスクは、集中リスクの定期的なモニタリングを通じて軽減されている。

エクスポージャーは、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・インターナショナル・リミテッド（以下「銀行」という。）およびBNPパリバ（以下「保証銀行」という。）に対するものである。期末現在、スタンダード・アンド・プアーズの格付機関による格付けは、銀行がB B B＋およびムーディーズの格付機関による格付けは、保証銀行がA a 3である。

投資運用会社は、すべての取引相手方当事者に関して、それらがファンドに対するサービス提供者または取引相手方当事者となる前に、デュー・デリジェンスを実施しており、かかる手続きには信用力の確認が含まれる。ファンドの銀行および保証銀行の信用の質は、定期的に監視され、配分決定に考慮されている。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが、金融負債または持分に関して、現金または現金同等物の引渡しにより決済する義務を履行することが困難になるリスクである。

ファンドの投資エクスポージャーが解消されたため、流動性リスクは最小限に抑えられた。現存するすべての資本は、現金または直ちに現金化できるもののいずれかで保有されている。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純利益

下表は、トレーディング・カンパニーへのファンドの投資からの純利益を含む損益を通じて公正価値で測定する金融資産へのファンドの投資に係る純投資利益を示すものである。

10月31日終了年度

	2018年 (米ドル)	2017年 (米ドル)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当初認識時に指定されたもの		
ゼロ・クーポン債発行会社が保有する 米国財務省証券ストリップス債に係る純利益	38,665	6,108
トレーディング・カンパニー・レベルで発生する 以下の項目で構成されるトレーディング・ カンパニーへの投資に係る純利益		
受取利息	23	18
その他の収益	191,944	161,659
保証報酬	(13,263)	(14,254)
取締役報酬	(16,000)	(16,000)
評価報酬	(12,500)	(12,500)
管理事務報酬	(7,177)	(7,732)
専門家報酬および一般管理費用	(88,885)	(67,095)
	92,807	50,204

7. 報酬、手数料およびその他の費用

代行協会員報酬

代行協会員報酬は、各暦月の最終日または取締役が随時決定するその他の日（以下「評価日」という。）の受益証券一口当たり純資産価格に当該評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%で計算され、毎月後払いで、代行協会員である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）に対し、業務対価として支払われる。

当該報酬は、ファンド・レベルで課せられる。

保証報酬

保証報酬は、保証銀行に、四半期毎に後払いで支払われる。報酬は、英文募集書面に定義された受益証券の保証債務の年率0.24%で計算される。

保証銀行は、保証契約により、受益証券の額面金額およびプロフィット・ロックイン構造を通じて固定された追加額が満期日に償還されるよう、受益者に保証している。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

登録事務代行報酬

登録事務代行報酬は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「登録事務代行会社」という。）に支払われる。当該報酬は、各評価日の純資産価額に対する年率0.06%が、毎月後払いで支払われる。

当該報酬は、ファンド・レベルで課せられる。

管理事務報酬

管理事務報酬は、月中の受益証券口数の変動を参照することによって調整された、報酬支払月の月初における受益証券の純資産総額に対する0.11%の12分の1（年率約0.11%）が、毎月の各取引日に後払いで、登録事務代行会社に支払われる。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

評価報酬

評価報酬は、各評価日における受益証券一口当たりの純資産価格の0.15%の12分の1（年率約0.15%）に、当該日の発行済受益証券口数を乗じて計算されるが、年間最高額を12,500米ドルに業務上発生する現金支出費用を加えた金額とすることを条件に、マン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド（以下「データ・コンパイレーション事務代行会社」または「MVSL」という。）に、毎月後払いで支払われる。

MVSLは、評価業務をシトコ・ファンド・サービスズ（バミューダ）リミテッドに委託した。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

受託報酬

受託会社（受託会社兼保管会社）は、ファンドから、年間報酬として純資産価額の終値の0.0075%（最低年間報酬は15,000米ドル）を受領する権利を有する。受託報酬は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）に、毎月の各取引日に後

払いで支払われる。

当該報酬は、ファンド・レベルで課せられる。

8. 関連当事者

バミューダで設立された企業であるマスター・マルチプロダクト・ホールディングス・リミテッドは、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の普通株式を100%所有していることにより関連当事者とされる。マスター・マルチプロダクト・ホールディングス・リミテッドは、マスター・マルチプロダクト・パーパス・トラストの受託会社としてのコンヤーズ・トラスト・カンパニー（バミューダ）リミテッド（旧コードン・トラスト・カンパニー・リミテッド）に所有される。

トレーディング・カンパニーの投資運用会社であるマン・インベストメンツ・エイジー（以下「マーケティング・アドバイザー」および「取次ブローカー」という。）、マン・バリュエーション・サービス・リミテッド（以下「データ・コンパイレーション事務代行会社」という。）およびマン・インベストメント・ファイナンス・リミテッドは、マン・グループ・ピーエルシーの子会社であり、マン・グループ・ピーエルシーのすべての子会社は関連当事者である。マン・グループ・ピーエルシーは、ファンドのために一般経費を支払い、ファンドにこの費用を請求することがある。

ケイマン諸島で設立されたCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社としての役割のために関連当事者とされる。最終的な支配当事者は存在しない。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の各取締役は、他社の金融投資および専門的な活動に関与しているか、関与の可能性がある、ファンドの経営と利害の衝突の原因となるかもしれない。これらの活動には、他社（投資目標がファンドまたはマン・グループ・ピーエルシーが出資する投資信託に関連するストラクチャーと類似している会社を含む。）の経営または管理、投資運用相談、ならびにファンドが投資および／またはファンドに投資する会社および法的組織を含む、他社の取締役、役員、アドバイザーおよび／または代理人としての活動を含む。

取締役報酬は、トレーディング・カンパニーレベルで支払われ、トレーディング・カンパニーとゼロ・クーポン債発行会社に割当てられる。

以下は、ファンド、トレーディング・カンパニーおよびその関連当事者の間に発生した取引である。

2018年10月31日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬総額 (米ドル)	未払報酬 (米ドル)
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託報酬	26,403	13,750
取締役	取締役報酬*	16,000	13,333
マン・バリュエーション・サービス・リミテッド	評価報酬*	12,500	2,083

2017年10月31日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬総額 (米ドル)	未払／(前払) 報酬 (米ドル)
CIBCバンク・アンド・トラスト・ カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託報酬	26,864	5,500
取締役	取締役報酬＊	16,000	(2,667)
マン・バリュエーション・サービス・ リミテッド	評価報酬＊	12,500	2,083

＊トレーディング・カンパニー・レベルで課せられた／支払われた。

純資産価額を正の金額に保つために、ファンドは、保有する可能性がある未払金を決済するために十分な現金を保有する必要がある。本負債が負債を賄うために利用可能な現金額を超える場合は、投資運用会社は当該差額を賄うためにトレーディング・カンパニーに対し払い戻しを行う。2018年10月31日に終了した年度において、その他の収益として表示される当該払い戻し金額は191,944米ドル（2017年：161,659米ドル）であり、2018年10月31日現在、15,281米ドル（2017年：14,966米ドル）が未収であった。

マン・グループ・ピーエルシーの関連事業体による受益証券所有割合はゼロ％（2017年：ゼロ％）である。

9. 株式資本

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、それぞれ、一株の額面が1米ドルの普通株式50,000株による50,000米ドルの授權資本を所有している。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の普通株式

払込済か否かに関わらず、普通株式は100％の議決権を有する。普通株式の所有者は、年間5,000米ドルを上限とする配当を取締役の裁量により受け取る権利を有するが、当年度または前年度に宣言された配当はない。トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社が清算または解散される場合、普通株式の所有者は、その額面価額（払込済みであれば）、ならびにトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の剰余資産持分に等しい金額を受領する権利を有する。しかし、普通株式の所有者は、普通株式の額面価額を超える額に対する権利を放棄することについて取消不能の同意をしており、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社がかかる金額を受益者の利益のために受益証券勘定に含めることを承認した。普通株式は発行されているが、払込はされていない。普通株式は、払込されるまで金額は認識されない。

ファンドの受益証券

ファンドの受益証券は、2005年7月25日付の英文募集書面により、受益証券一口当たり1米ドルで募集された。申込期間は2005年8月30日に終了した。

受益証券保有者は、取引日の前暦月の15日までに書面による通知を発送して、買戻しが実施される取引日の直前の評価日における受益証券の一口当たり純資産価格を基準として算出された買戻し価格で、その受益証券を買戻すことができる。

受益証券は、満期日に（保証枠を通じて）受益証券1口当たりの最低額を引き渡す契約上の義務が

定められているため、金融負債に分類されている。英文募集書面において、満期日とは2019年9月30日を意味し、当該日が営業日ではない場合には翌営業日をいう。

受益証券の満期日は2019年9月30日であり、受益証券は同日にその受益証券の一口当たり純資産価格にプロフィット・ロックイン構造の結果としての追加的な金額を加算した金額で償還される。

プロフィット・ロックイン

2005年6月17日付で（保証枠設定契約に詳述されている）プロフィット・ロックイン構造が存在する。

トレーディング・カンパニーの運用実績に従って、受益証券に帰属する新規運用純利益の一定割合は、追加の適格担保（通常は米国財務省証券ストリップス債）の購入に用いられ、投資運用会社と保証銀行の書面による事前合意があれば、ファンドはこれを移転し保証銀行に担保として差し入れることができる。かかる差入れを受けて、保証銀行は、ファンドおよび登録事務代行会社に対して、発行済みかつ満期日に買い戻されることになっている各受益証券の保証額が増額したことを書面によって承認する。

当期に、各受益証券の保証額は増加しなかった。2008年中、保証銀行は、ファンドに対して、2008年2月4日付で各発行済受益証券の保証額が1.1036米ドルから1.1672米ドルに増額したことを書面によって承認した。保証額のかかる増加は、当該日付以降の買戻しに対し有効であった。

資本運用

受益証券の買戻しが可能であるため、ファンドの資本は、ファンドに対する買戻し要求に応じて変動する。ファンドは、募集書面に詳述されている場合を除いて、外部から必要資本を課せられることはなく、買戻しの制限もない。

投資エクスポージャーの解消に伴って、ファンドの資本運用の目的には、下記が含まれる。

- ・投資者の元本の保全
- ・ファンドの費用および買戻し請求への対応に見合う十分な流動性を確保する。

ファンドによって適用された資本運用の方針および手続きについては、注記5「財務リスク管理」を参照のこと。

純資産価額の調整

IFRSに準拠した財政状態計算書における純資産価額とファンドの募集書面に準拠して算出される評価および買戻しのための純資産価額の間には差異がある。

ファンドは、ファンドのトレーディング資本が一定のレベルを下回ることによって投資者に影響を及ぼすようなことを制限するために、将来のための一定の清算費用を計上した。

本財務書類における純資産価額と評価のための純資産価額の調整は、以下のとおりである。

10月31日現在

	2018年 (米ドル)	2017年 (米ドル)
財務書類における純資産価額：		
受益証券1口当たり純資産価格1.1191米ドル (2017年：1.1345米ドル)の受益証券4,150,000口 (2017年：4,820,000口)	4,644,301	5,468,380
追加：清算費用の発生分	100,000	—
月次評価における純資産価額：		
受益証券1口当たり純資産価格1.1432米ドル (2017年：1.1345米ドル)の受益証券4,150,000口 (2017年：4,820,000口)	4,744,301	5,468,380

10. 税金

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、源泉徴収による税、遺産税、相続税、贈与税がない。また、受託会社はケイマン諸島の信託法（改正済）に基づき、ケイマン諸島総督に対し、誓約書の発行後50年間にケイマン諸島で制定される、所得、資産、利益もしくは評価益に課せられる税金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される財産もしくはファンドに生じた所得に対し、または当該財産もしくは所得に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約書の発行を申請済みであり、同総督からこれを取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課せられない。

毎年の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基づき免税会社として設立され、誓約の日付から20年の間にケイマン諸島で制定される、利益、所得、利得または評価益に対して税金を課す法律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社に対して適用されない旨の誓約をケイマン諸島総督より取得した。

11. 後発事象

期末日以降に、ファンドに影響を与え、財務諸表に開示を要するような重要な事象は発生しなかった。

12. 偶発債務およびコミットメント

2018年10月31日または2017年10月31日現在、注記9に詳述されている事項の他に、偶発債務またはコミットメントはなかった。

(3) 投資有価証券明細表等

財政状態計算書、包括利益計算書および財務書類に対する注記を参照のこと。

IV. お知らせ

- ・該当事項はありません。